『刑事訴訟法講義 第2版』法改正に伴う補訂箇所

- 1 平成 22 年法改正 (平成 22 年法律第 26 号) 箇所
- (1) 113頁:下から7行目に下記段落を挿入 「押収物の還付を受けるべき者の所在が判らない等により、還付することが できない場合には、検察官又は司法警察員は政令で定める方法により公告し なければならない(499条2項・1項。平成22年改正)。」
- (2) 171 頁:下から6行目

第2版の記述	改正後		
(250条1~7号)	(250条 <u>1項·2項</u>)		

(3) 172頁:図

別添「平成22改正・172頁図」に差し替える。

- 2 平成 23 年法改正 (平成 23 年法律第 74 号「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」による改正) 箇所
- (1) 132 頁:第5章の最後 別添「平成23 改正・132 頁解説 | を挿入する。
- (2) 本法施行後の条ずれ・項ずれ等(手続法整備に係る部分については、公布の 日〔平成23年6月24日〕から起算して1年を超えない範囲内において政令で定 める日に施行するとされている)

第2版該当頁	第2版の記述	改正後		
28 頁下から 7 行目	差押状・捜索状の	差押状・ <u>記録命令付差押状・</u> 捜索状の		
44 頁下から 13 行目	(218条3項)	(218条4項)		
76 頁上から 14 行目	(218条2項, 犯搜規	(218条3項, 犯搜規		
96 頁上から 7 行目	(218条2項)	(218条 <u>3</u> 項)		
同頁上から 10 行目	(99条2項)	(99条3項)		
97 頁上から 9 行目	「差し押えるべき物」及び	「差し押さえるべき物」、「記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」及び		
100 頁下から 9 行目	(218条3項, 犯搜規137条)	(218条4項, 犯搜規137条)		
同頁下から9~8行目	(218条3項)	(218条4項)		
108 頁上から 6 行目	解せよう。	解せよう <u>(なお平成23年改</u> 正について,132頁解説参 <u>照)</u> 。		
112頁下から2行目	これに代わるべき者に	これに代わるべき者 <u>(110条</u> の2の規定による処分を受 けた者を含む)		
115 頁下から 7 行目	(218条3項, 犯搜規	(218条 <u>4</u> 項,犯搜規		
116 頁上から 3 行目	(218条2項)	(218条 <u>3</u> 項)		
同頁下から5行目	(218条4項,	(218条 <u>5</u> 項,		
同頁下から3行目	(218条5項)	(218条 <u>6</u> 項)		
121 頁上から 8 行目	218条5項	218条6項		
同頁下から2行目	刑訴法 218 条 5 項が	刑訴法 218 条 5 項 <u>(注:現</u> 行同条 6 項)_が		
125 頁下から 8 行目	刑訴法 218 条 2 項のような	刑訴法 218 条 2 項 <u>(注:現</u> 行同条 3 項) のような		

別添 平成 22 改正・172 頁図

公訴時効

時効起算点 (253) = 3	2罪行為の	終了				
時効進行 時効 完成 (250)	時効期間	人を死亡させた罪で死刑に当たるもの			なし	
		人を死亡させた罪で 禁錮以上の刑に当た るもの	無	期	30年	
			20年		20年	
			上記以外		10年	
		上記以外の罪	死	刑	25 年	
			無	期	15年	
			長期 1	5年以上	10年	
			長期 1	5 年未満	7年	
			長期 1	0 年未満	5年	
			長期	5 年未満	3年	
[1] = [-1]		罰金		3年		
公訴の提起		拘留·科料		1年		
免訴判決(3374)		*平成22年刑訴法改正(平成22年法律第26号)により、 人を死亡させた犯罪のうち法定刑に死刑が定められている ものについては、公訴時効の対象から除外されるとともに、 人を死亡させた犯罪のうち法定刑に懲役又は禁錮が定めら れているものについては、公訴時効の期間が改められた。				

別添 平成 23 改正・132 頁解説

○情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律○

平成23年に「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第74号)が成立した。本法はサイバー関係の法整備、強制執行妨害関係の罰則整備、犯罪収益規制に関する規定の整備を行ったものである。

サイバー関係の法整備として、刑法ではいわゆるコンピュータウィルスの作成・供用等の罪の新設(刑法19章の2「不正指令電磁的記録に関する罪」の新設)、わいせつ物頒布等の罪の処罰対象の拡充(刑法175条)、電子計算機損壊等業務妨害罪の未遂処罰規定の新設(刑法234条の2第2項の新設)がなされたが、サイバー関係における証拠収集等の手続法整備として、刑事訴訟法においても以下のような改正が行われている。

- ①電気通信回線で接続している記録媒体からの複写の制度の導入 (99条2項〔新設〕, 218条2項〔新設〕, 218条2項〔新設〕, ②記録命令付差押えの新設 (99条の2〔新設〕, 218条1項), ③電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備 (110条の2〔新設〕, ②22条1項), ④保全要請に関する規定の整備 (197条3項~5項〔新設〕), ⑤電磁的記録に係る記録媒体についての差押状の執行を受ける者等に対する協力要請に関する規定の整備 (111条の2〔新設〕, 142条, 222条1項), ⑥電磁的記録の没収に関する規定の整備 (498条の2〔新設〕等)などである。
- このうち①の規定は、ネットワークが高度に発達した現在、当該コンピュータ等を差し押さえる方法だけでは、証拠収集の目的を達成できないことも多いことから設けられたもので、差押え対象がコンピュータ(電子計算機)であるとき、メールサーバや、当該コンピュータで作成したファイルを保管しているストレージサーバなどからデータを複写して差し押さえるという制度である。複写の対象となるデータ(記録媒体)は、差押え対象である電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、「当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるもの」である。複写の対象となる記録媒体の範囲を記載した令状が必要であり、令状には差押え対象物たる電子計算機のほか、電磁的記録を複写すべき記録媒体の範囲を記載しなければならない(107条2項、219条2項)。
- ②は、電磁的記録の保管者等に命じて、証拠として必要な電磁的記録を他の記録媒体に記録させた上で、当該記録媒体を差し押さえるという制度である。例えば通信事業者等をしてサーバコンピュータ等から必要なデータを CD-R 等に記録

等させて、これを差し押さえることができる。コンピュータ・システムの操作については専門的な知識や技術が必要な場合が生じうるという理由がある一方、被処分者が協力的であり、記録媒体自体を差し押さえなくても当該電磁的記録の内容を証拠化でき証拠収集目的を達成することができる場合は、その方が合理的であることから設けられたものである。

また③は、例えばコンピュータ等の差押えに代えて、必要なデータを CD-R 等に複写等した上で、これを差し押さえるものである。差押えをする者が、電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代えて、電磁的記録を他の記録媒体に複写等して、差し押さえることを可能とするものである。この 110 条の 2 の処分と②の記録命令付差押えは、必要な電磁的記録が記録されている記録媒体自体は差し押さえることなく、その電磁的記録を取得するものであるという点において共通している。

④の保全要請は、検察官・検察事務官・司法警察員が、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、通信事業者等に対し、その業務上記録している通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日を超えない期間(特に必要があり、延長する場合には、通じて60日を超えない期間)を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができるとするものである(197条3項・4項)。コンピュータ・ネットワーク等を利用した犯罪捜査においては、その匿名性のゆえ犯人特定のため通信履歴を確保することが重要であるが、通信履歴は一般に短期間で消去される場合が多いことから、この保全要請が設けられたものである。

なお、保全要請又は捜査関係事項照会を行う場合、必要があるときは、みだり にこれらに関する事項を漏らさないよう求めることが可能である(197条5項)。

⑤は、電磁的記録に係る記録媒体の差押えに当たっては、最も知識を有すると思われる当該被処分者の協力を得ることが必要であるが、その協力の法的根拠を明らかにするために整備されたものである。

なお、電磁的記録も常に有体物である記録媒体に保存等されている状態で存在しており一部の没収として行うことも可能である。従って刑訴法 498 条に規定する偽造変造の表示と同様に、没収された電磁的記録に係る記録媒体を返還等する場合には、当該電磁的記録を消去等しなければならないという規定が新設されたのが⑥(498 条の 2)である。